

ビタミンM No.147

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2024年6月号)

<今月のトピックス>

- ・2024年10月、社会保険の適用対象がさらに拡大!
- ・今年も労働保険の「年度更新」手続き時期(6月3日から7月10日)が到来!

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2024年10月、社会保険の適用対象がさらに拡大!

2016年10月より段階的に社会保険の適用が拡大されていますが、2024年10月、現状の「従業員数101人以上」から「従業員数51人以上」の企業・事業所に広がります。該当する企業・事業所は、対象者の把握・周知等早めの準備をおすすめします。

対象となる企業

2024年10月から「従業員数 51人～100人の企業」で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。

「従業員数」のカウント方法

従業員数(=現在の厚生年金保険の適用対象者数)は以下の(A)+(B)の合計で判定します。原則として、従業員数の基準を常時上回る場合には、適用対象企業・事業所となります。

(A)フルタイムの従業員数

(B)週労働時間が「フルタイムの4分の3以上」の従業員数(パート・アルバイトを含む)

新たな加入対象者

新たな加入対象者は、以下の全てに該当するパート・アルバイトの方です。

- (1)週の所定労働時間が20時間以上。(雇用契約上の所定労働時間のことで、臨時に生じた残業時間は含みません。)
- (2)所定内賃金が月額88,000円以上。(基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的賃金等は含みません。)
- (3)2か月を超える雇用の見込みがあること。
- (4)学生ではないこと。



今年も労働保険の「年度更新」手続き時期(6月3日から7月10日)が到来!

令和6年度の労働保険「年度更新」に係るお知らせが、厚生労働省より発表されています。忘れずに手続きを行いましょよう。

※「年度更新」とは、労働保険料について**確定保険料と概算保険料を申告・納付する**手続きのことです。

労働保険料を計算するための「賃金」には、どこまで含めればよいですか。

労働保険における「賃金総額」とは賃金、手当、賞与、その他名称の如何を問わず労働の対償として支払われたすべてのものをいい、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額をいいます。

【賃金とするもの(主なもの)】

基本給・通勤手当・残業手当・住宅手当・家族手当・宿日直手当・賞与など

【賃金としないもの(主なもの)】

役員報酬・祝金・弔慰金・出張旅費・退職金・健康保険の傷病手当金など

我が社の給与は毎月末日締で支給していますが、労働保険料を計算する期間はいつからいつまでの賃金ですか。

令和6年度「年度更新」の保険料算定期間は「令和5年4月1日～令和6年3月31日」です。

なお「保険料算定期間中(4/1-3/31)に支払いが確定した賃金は、実際に支払われていなくても算入してください」とされています。

「支払いが確定した」とは締日のことですので、例えば毎月末日締・翌月25日支払の場合、令和5年5月25日支払～令和6年4月25日支払までの賃金のすべて(賞与含む)となります。

従業員が増えたこともあり、労働保険料を計算したらかなり大きな金額になったのですが、一括で支払うことになるのでしょうか。

今年度の概算保険料額が**40万円以上**(労災保険・雇用保険のどちらか一方のみ加入の場合は20万円以上)の場合、または労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、労働保険料の納付を**3回に分割する事ができます**。

※前年度の保険料不足額と合わせて納付額が40万円以上になった場合でも、今年度の概算保険料額のみで40万円未満の時は分割納付できません。

お気軽にご質問・ご相談ください

社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者:社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者:労務チーム 谷 由佳

TEL:06-6868-1193

FAX:06-6862-4662

Mail:kcr@nkgr.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:
2024.05.20

NK-GROUP
イラスト協力:WANPUG